平成２８年（再イ）第３９号

兵庫県明石市桜町６番15号　グラサート402号

再生債務者　脇　　拓矢

1　決議に付する再生計画案　平成29年２月２日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年３月９日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年３月９日まで

平成29年２月６日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２８年（再イ）第４０号

兵庫県明石市桜町６番15号　グラサート402号

再生債務者　脇　　寿美

1　決議に付する再生計画案　平成29年２月２日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年３月９日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年３月９日まで

平成29年２月６日

神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第６２号

福岡県糟屋郡志免町御手洗１丁目１番１―525号

再生債務者　川口進太郎

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成29年１月31日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第２２６号

札幌市豊平区水車町２丁目３番25号　メープルリバービュー805号

再生債務者　白倉真希子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年２月６日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１４１号

さいたま市大宮区桜木町４丁目360番地３田尻ビル401

再生債務者　外谷　浩一

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年２月６日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第１４号

山口県山陽小野田市大字西高泊1218番地１（エゼ西高泊203号）

再生債務者　定岡　卓志

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年２月６日　山口地方裁判所宇部支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１号

川崎市高津区久末468番地１　クオス日吉台レジデンシャルヒルズ　102

再生債務者　小泉　崇一

1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年３月３日まで

4　一般異議申述期間　平成29年３月17日から平成29年３月31日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１７号

横浜市都筑区北山田７丁目10番36号　リバーミール101号

再生債務者　田中　誠一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月20日まで

平成29年２月６日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１８号

神奈川県茅ヶ崎市松が丘２丁目10番54号

再生債務者　小川　直宏

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月20日まで

平成29年２月６日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１６号

福岡県春日市春日10丁目51番地２　スカイハイツ白水202号

再生債務者　小松　武志

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年２月23日まで

平成29年２月２日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第３号

山梨県北杜市小淵沢町上笹尾2538番地109

再生債務者　大多和好美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年３月３日まで

平成29年２月３日

甲府地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１４号

福岡市中央区白金２丁目７番23―102号

再生債務者　池尻　寿孝

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月３日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第１１号

福岡県筑紫野市上古賀４丁目13番10号　カサヴェルデ天拝105号

再生債務者　島松　哲也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月１日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第３号

千葉県八街市八街ほ333番地33

再生債務者　山田　孝行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月２日　千葉地方裁判所佐倉支部

企業年金基金変更公告

平和堂企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

1．新事務所の所在地　滋賀県彦根市西今町１番地

2．旧事務所の所在地　滋賀県彦根市小泉町31番地

3．変更年月日　平成29年２月13日

平成29年２月14日　平和堂企業年金基金

理事長　木村　正人

会社の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十二月二十二日

掲載頁　八十八頁（号外第二八四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十二月二十二日

掲載頁　八十八頁（号外第二八四号）

平成二十九年二月十四日

千葉県野田市中野台五六四番地の二

（甲）株式会社コヒーサプライ

代表取締役　増田　和也

東京都目黒区上目黒五丁目五番八号

（乙）株式会社スマートライフ

代表取締役　増田　和也